

2006.1.7.

人社プロジェクト研究領域 -2
社会制度グループ

アイヌ社会の「権利」に関する一考察

大西秀之

資源利用の権利

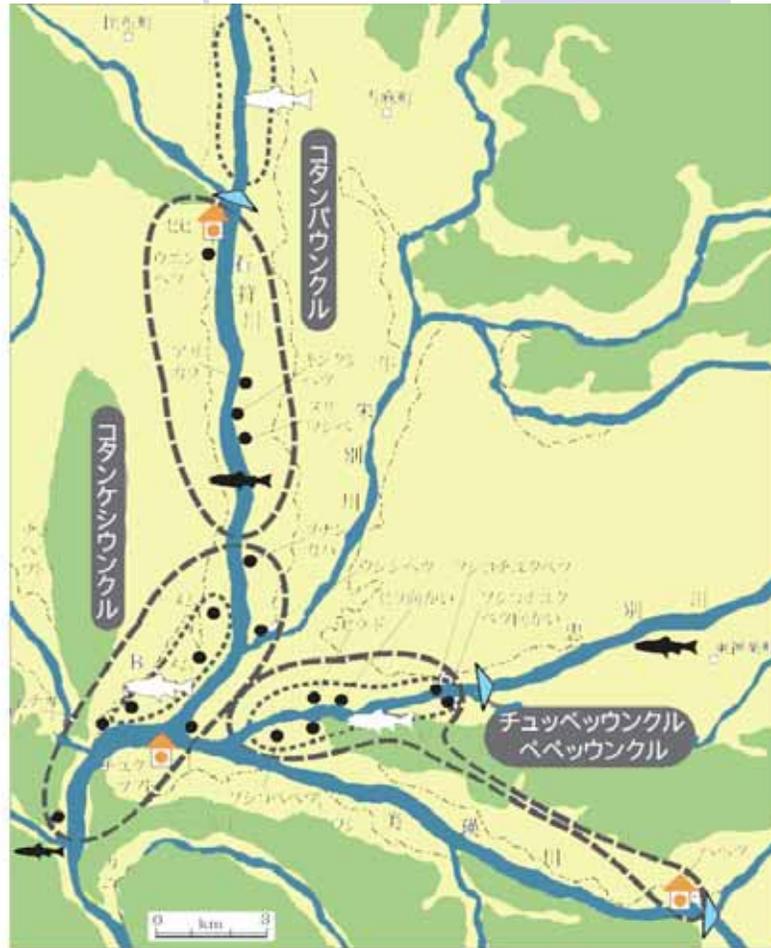
- **イオル論**

- 「領域」、「生活の場」を意味する
コタン(集落)と対概念
「ナワバリ」的な占有権は含まず？

- **資源による領域利用**

- サケの産卵床：地域集団の共有
- シカやクマの仕掛弓設置場所：世帯単位
父系男子に継承
- クマの越冬穴：発見者が占有

上川盆地における近世アイヌの地域集団



- 河岸段丘Ⅲ面および山地・丘陵
 河岸段丘Ⅱ面とⅠ面の境界(段丘崖)
- おもな河川の丸木舟の通航限界
 サケの遡上河川
 サケの産卵場
- (A: 突峭山産卵場 B: 石狩川扇状地扇端産卵場 C: 忠別川扇状地扇端産卵場)
- 安政4年(1857)松浦武四郎「野帳巳第三番」記載のアイヌ集落
- それ以前に和人の番屋(交易所)が設置されていたと推定されるアイヌ集落
- 地域集団の範囲

図27 上川アイヌの3つの地域集団

出典：瀬川拓郎 2000

「上川アイヌの地域集団とその性格(2)」

安政3年(1856)の集落分布図と明治9年(1876)の地域集団の範囲を重ねた

社会集団と領有権

- 社会集団の領有権

- 川筋集団のナワバリ

- 四季通して常態的、川筋全体の資源を占有、

- それ以外のナワバリ

- 季節的、局地化され安定した資源が対象、川下(海浜の資源)・川上(山地の資源)で局地化された資源の共有

- 他集団の利用

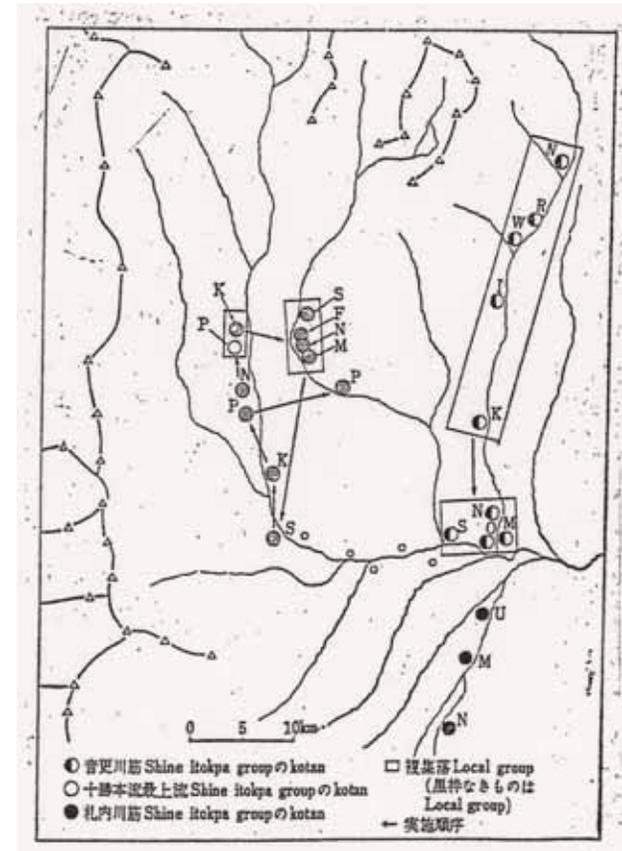
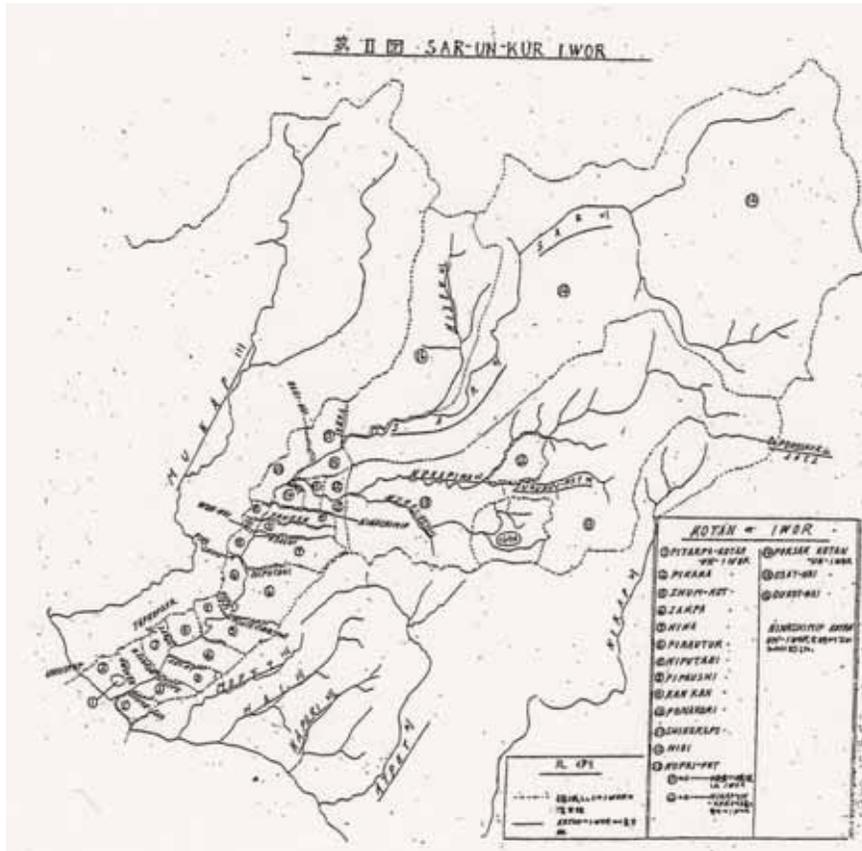
- 川筋を異にする同系統集団の利用許可

- 複数集団の入会的利用

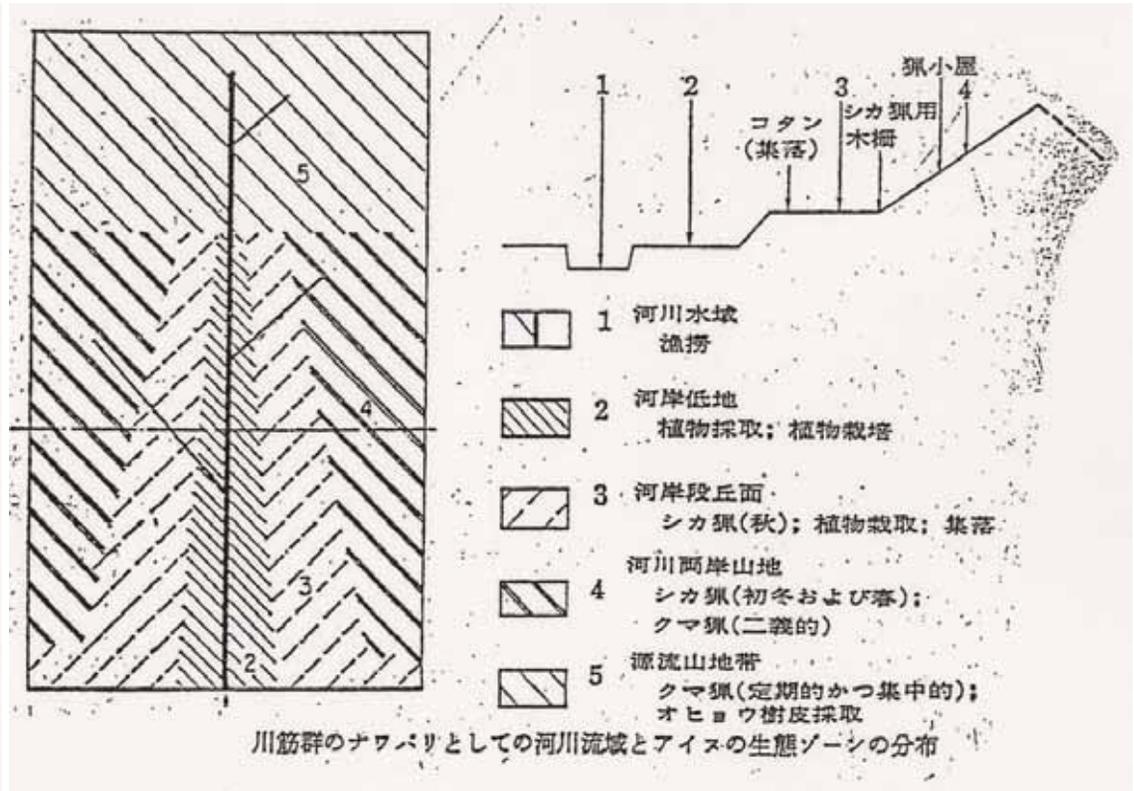
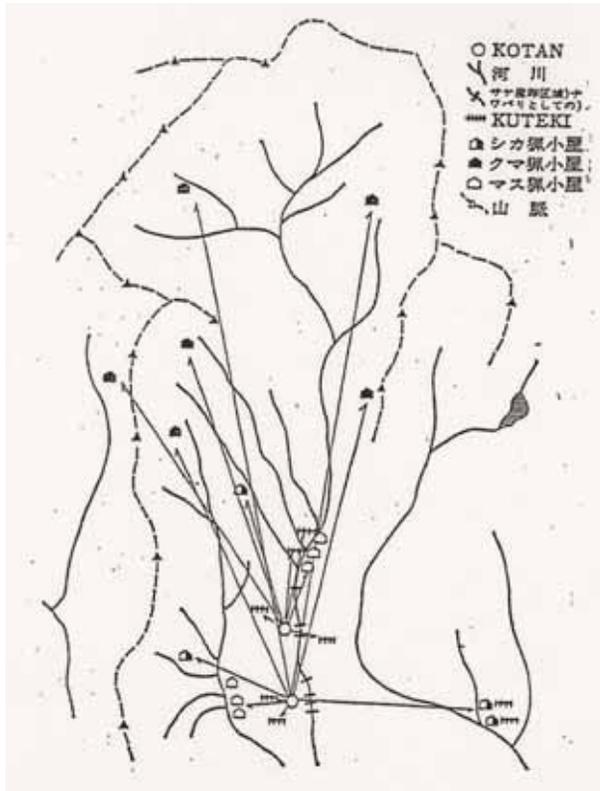
- 他系統集団の一時的な利用許可

- 領有権の売買

河川流域における集落の分布



資源分布と生業活動



外部社会の影響

- **商場知行制から場所請負制への移行**

- 東蝦夷地：寛政11年(1799年)までに移行
- 西蝦夷地：文化4年(1807年)までに移行

場所設置による行政区分

自立的な生計活動から和人との交易を前提とした活動に移行

自分稼ぎと請負人による労働力提供

- **北海道開拓**

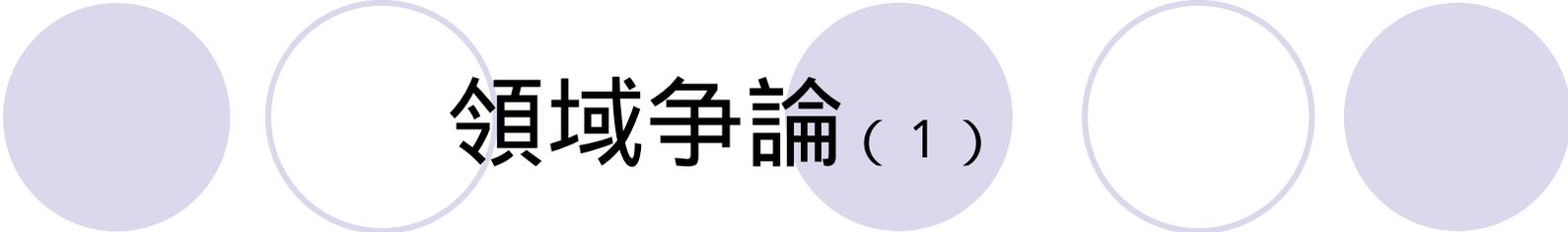
- 和人の急激な流入 アイヌの人々の人口減少
- 開拓の推進

和人による土地の私有化 アイヌの人々の土地が収奪・強制移住

- 狩猟・漁撈に対する規制 既存の生計基盤が奪われる

近世：幕藩体制期

- 期：前松前藩制時代：天正18～寛政11年(1590～1799年)
 - 寛永10年(1663年)鎖国体制強化 蝦夷地と和人(松前)地の分離
 - 寛文9年(1669年)シャクシャインの戦い 蝦夷地での和人の生産活動禁止
- 期：前幕府直轄時代：寛政11～文政5年(1799～1822)
 - 寛政11年(1799年)東蝦夷地幕領化 蝦夷地の利権獲得 & 対ロシア政策
 - 文化4年(1807年)西蝦夷地幕領化 蝦夷地での漁業権・交易権を幕府が掌握
- 期：後松前藩制時代：文政5～安政2年(1822～1855年)
 - 文政5年(1822年)松前藩蝦夷再統治 アイヌ社会の貧窮化・人口減少加速
- 期：後幕府直轄時代：安政2～明治1年(1855～1869年)
 - 安政2年(1855年)幕府蝦夷地再直轄 アイヌ社会に労働保全政策・保護同化政策の施行

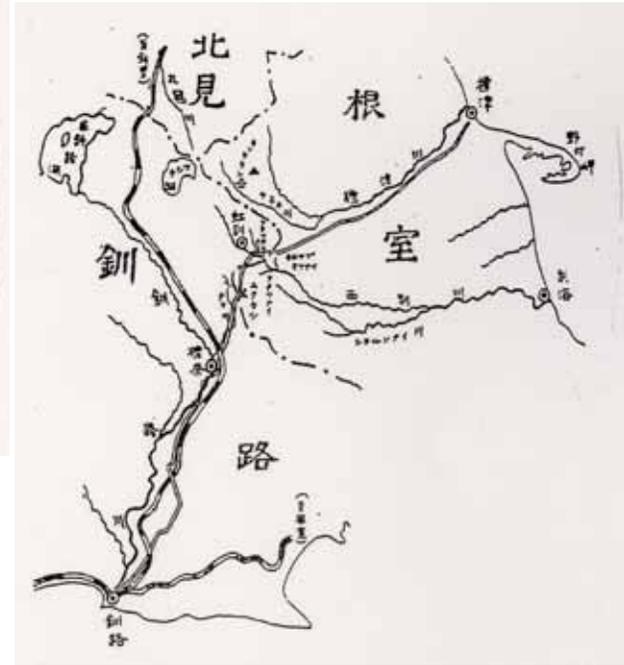


領域争論 (1)

● 三つの河川領域争論

- イサリ・ムイサリウラエ請願事件(文化4年:1807年):
石狩アイヌと勇払アイヌの漁業権の論争
- フウレン・ベトカ両川論(文政8年:1825年):
厚岸アイヌと根室アイヌの漁業権の論争
- ニシベツ川論(安政3年:1856年):
釧路アイヌと根室アイヌの漁業権の論争

領域争論の地点



領域争論 (2)

- 松前藩の基本政策
 - 「蝦夷地の事は蝦夷次第」 = アイヌの人々の慣行にゆだねる
場所成立以前まではアイヌの慣行が比較的維持？
- 領域争論の背景
 - 幕府によって設定された「場所」が起因
発生時期に注目
 - 場所請負人、通司、役人など和人の関与
政治的・経済的立場や思惑が複雑に絡む
- アイヌの人々のロジック
 - 対アイヌ社会：自らの慣行の論理、チャランケで決着
 - 対外部社会：自らの慣行と幕府や松前藩の論理さらに場所請負人などの利権を使い分ける、最高行政機構に請願・判断を仰ぐ

生計活動と領有権

- 資源の変動

- 商業経済との接合による環境負荷
安定的資源とされるサケ・マスの変動
- 和人技術の導入 河口部での留網を使用した大量収穫

- 領有権

- 領有権の主張：資源枯渇や和人技術の導入 集団間のコンフリクト
- 河川利用の変遷：「場所」の設置により「入会」的利用が排除
生計の場から商品生産の場へ 「場所」内部の集団に占有権

- 所有概念の変化：

- 幕末期：河川の領有権 商品経済との接合と資源枯渇によって顕在化 & 政治的に領域集団が固定化 自らのロジックと外部社会の法制度に立脚
- 明治期：開拓の推進により社会組織の解体 & 土地・資源に関する既得権が剥奪 近代的所有権 = 私有の概念が形成

近代：明治期～昭和期（1）

- 期：開拓使時代：明治2～15年（1869～1882年）
 - 明治2年（1862年）場所請負制度廃止
 - 明治5年（1872年）「地所規則」
和人への土地分与と私有化
 - 明治9年（1876年）「鹿狩規則」
アイヌの猟法、仕掛け弓・毒矢の使用禁止 & 銃器の使用を命令
西欧の眼差し
 - 明治10年（1877年）「北海道地券発行条例」
アイヌの人々の土地の一時国有化
 - 明治11年（1878年）札幌郡内での河川の鮭漁禁止
- 期：三県一局時代：明治15～19年（1882～1886年）
 - 明治16年（1883年）河川での鮭漁全面禁止
 - 明治18年（1885年）「札幌県旧土人救済方法」
アイヌの人々に対する開墾地の無償貸与
勸農政策と強制移住を強化

近代：明治期～昭和期（2）

- 期：北海道庁時代：明治19年以降（1886年以降）
 - 明治30年（1897年）「北海道国有未開地処分法」
未開拓地の無償分与
 - 明治32年（1899年）「北海道旧土人保護法」
土地（農地）の給与：
相続以外の譲渡、質権、抵当権、永小作権が不許可、
賃貸権制限無し
共有財産の規程：
北海道庁長官によるアイヌの人々の共有財産の管理
 - 昭和9年（1934年）「旭川旧土人保護地処分法」公布
旭川市貸付のアイヌの単独財産共有財産の無償下付

近代以降のアイヌ政策 (1)

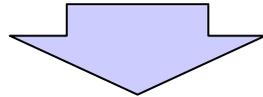
● 明治政府のアイヌ政策

- 明治政府はアイヌを平民として日本人(大日本帝国臣民)に組み入れることで、北海道という彼らの版図も組み入れた。
- また明治人(特に知識人)の間では、アイヌを「教化しなければならない未開人」または「助けなければならない弱者」と考える向きが強まり、同化政策と保護運動が両立するという奇妙な事態が発生してした。
- この時期のアイヌを、アイヌの側から見てみると、非文明的という意味不明の理由により、伝統的な狩猟や医療(シャーマニックな祈祷)が禁止されたばかりか、和人入植者である「新土人」の対語として作られた「旧土人」という分類に勝手に区分され、土地に関する差別的な扱いを受けていったといえる。
- この「土地の所有に関する問題」は、北海道地券発行条例から始まり、北海道旧土人保護法に至る流れで確定的となった(段階的に土地に関する法令が生まれていった背景にも、アイヌに対する日本人側の矛盾した見方が関与していると考えられる)。

近代以降のアイヌ政策 (2)

● 北海道旧土人保護法

- 貧困にあえぐ「旧土人」(アイヌ)に対する保護を名目として作られたもので、土地、医薬品、埋葬料、授業料の供与などが定められていた。
- しかし、「アイヌ保護」を名目に、
農業用地の供与を名目に共有地を奪った。
「供与」地も開墾に失敗すると没収された。
狩猟民族であるアイヌを農業に従事させようとした。
アイヌの文化を「遅れたもの」と看做し同化を強要した。

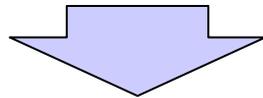


アイヌの人々の文化や生活の基盤を奪った。
和人 = 日本人との同化が促進された。

北海道開拓とアイヌ社会 (1)

● 旭川の都市化

- 屯田兵の入植: 旭川・永山・神居の三村配置 (明治23年)
- 都市化: 上川市街地の区画整備 (明治22年)
貸し下げ開始 (明治25年)
- 陸軍第七師団: 近文に移転 (明治32年開始・明治35年完成)



● 近文地区への集住化

- 近文アイヌ給与地 (明治27年より開始)
- 勸農政作、狩猟・漁撈の規制法
- 旧余地の和人に対する有償貸し付け開始 (明治39年)
- 都市住民化・農民化
- 農業の失敗、日雇いや土産物製作などに従事

近文集住化後の変容

● 生計活動

○ 農業化と都市住民化

農業の失敗、日雇いや土産物製作などに従事

○ 一部マイナーな形で狩猟・採集などが維持された 女性の採集活動や男性のクマ猟など

● 景観認識

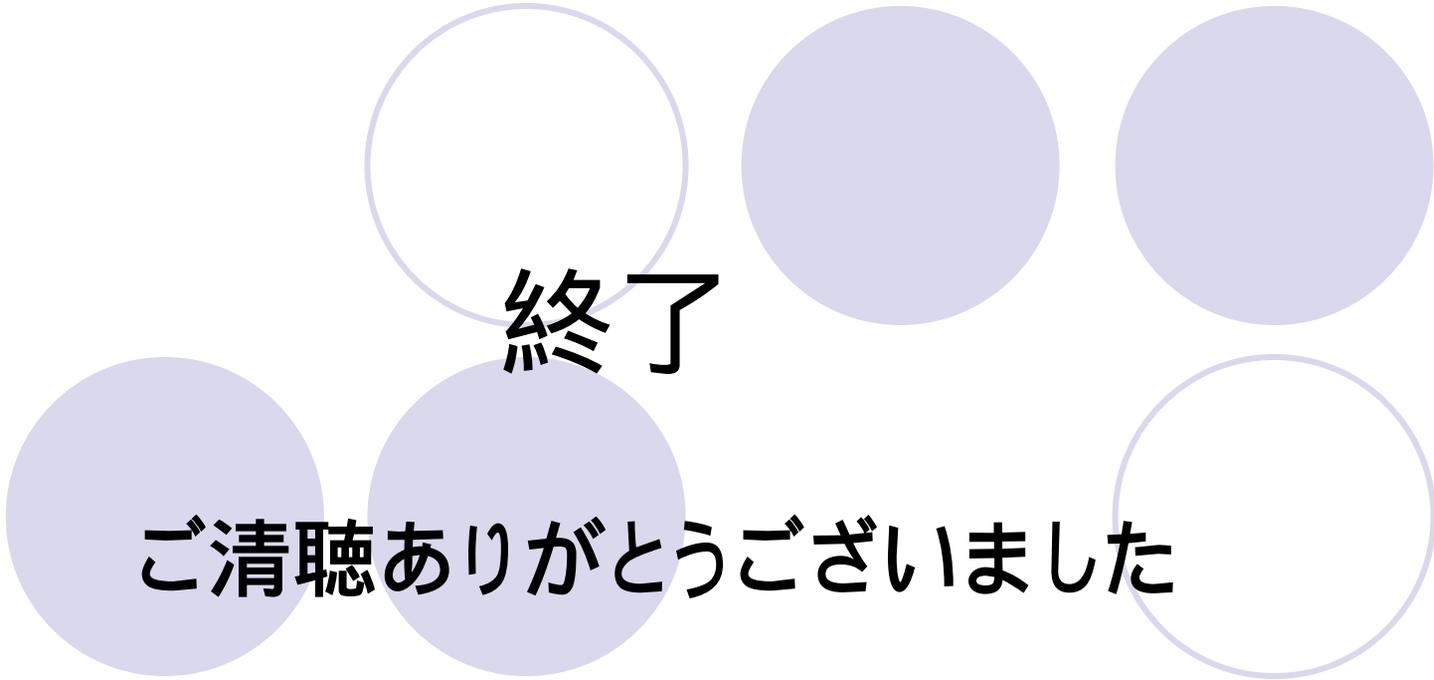
○ 送り儀礼の場所の変化

コタン近くや猟場に隣接していたものが、近文山に集中
生計活動の変容に由来する空間認識への影響が予想

多数派社会としての日本政府

● 日本政府の公式見解

- 国際人権規約B規約第27条に基づき、国連に対して次のような報告書を提出。
- 第1回報告の概要(1980年10月)
「(自己の文化を享有し、自己の宗教を実践し又は自己の言語を使用する何人の権利もわが国法で保証されているが、)この規約に規定する意味での少数民族はわが国に存在しない」
- 第2回報告の概要(1986年12月)
「(アイヌの人々の問題については、)これらの人々は、独自の宗教及び言語を保存し、独自の文化を保持していると認められる一方において、憲法の下で平等を保障された国民としてその権利の享有を否定されていない」
- 第3回報告の概要(1991年12月)
「(アイヌの人々の問題については、)これらの人々は、独自の宗教及び言語を有し、文化の独自性を保持していること等から本条にいう少数民族であるとして差し支えない。憲法の下で平等を保障された国民としてその権利の享有を否定されていない」
- 第4回報告の概要(1997年6月) (註:札幌地裁「二風谷判決」の3ヶ月後)
「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会の報告書を尊重し、その内容の詳細を検討の上、適切に対処する」

The background features five circles arranged in two rows. The top row has three circles: the left one is an outline, and the two on the right are solid light purple. The bottom row has three circles: the left and middle ones are solid light purple, and the right one is an outline.

終了

ご清聴ありがとうございました